

(統ろ-08)

平成31年4月5日

高等裁判所民事首席書記官 殿
高等裁判所刑事首席書記官 殿
地方裁判所民事首席書記官 殿
地方裁判所刑事首席書記官 殿
家庭裁判所家事首席書記官 殿
家庭裁判所少年首席書記官 殿
家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 村上庫二

裁判統計報告に関する事務処理の報告方法等について

(事務連絡)

裁判統計報告に関する事務処理については、平成30年9月5日付け当職事務連絡「裁判統計報告に関する事務処理の報告方法等について」によって行っていただいているところですが、平成31年5月に元号が変更されることに伴い、別紙のとおり別紙様式部分の元号の表記を改めましたので、5月1日以降は、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

裁判統計報告の報告方法等について

平成31年4月
情報政策課統計情報係

(別紙)

目 次

第1 裁判統計に関する個別報告及び追加報告の方法	3
1 裁判統計に関する個別報告	3
(1) [REDACTED] が表示された統計月報及び統計年表に関する報告	3
(2) 統計月報上の既済件数と裁判事件票のデータ数の不一致に関する報告	3
(3) 家庭裁判所における作成すべき裁判事件票がなかったことの報告	4
(4) 国名等についての報告	5
(5) 統計月報及び統計年表の訂正報告	6
(6) 提出済み裁判事件票の訂正等報告	6
2 裁判事件票における不服申立て等の有無に関する項目の追加報告	7
(1) 民事調停事件票	7
(2) 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票	7
第2 提出漏れ裁判事件票の発見報告	7
第3 高等裁判所及び地方裁判所において民事裁判事務支援システムを利用する事務処理を行う事件の裁判統計報告	8
1 高等裁判所及び地方裁判所において民事裁判事務支援システムを利用する裁判統計報告	8
2 民裁支援システムを利用しない事務処理方法による裁判統計報告	10
第4 刑事裁判事務支援システムを利用して事務処理を行う事件の裁判統計報告	10
(参考) 個別報告及び追加報告一覧	11

第1 裁判統計に関する個別報告及び追加報告の方法

次の報告は、本庁、支部、簡裁等の訟廷事務を取り扱う部署が当該庁分を取りまとめの上、情報政策課統計情報係宛てにメール送信する方法で行う。

(統計情報係メールアドレス) [REDACTED]

1 裁判統計に関する個別報告

(1) [REDACTED] が表示された統計月報及び統計年表に関する報告

月報・年表入力システムにおいて統計月報又は統計年表を本登録した後、「[REDACTED]」が表示された項目 ([REDACTED]) について、誤りではないことを確認した場合は、次のとおり報告する。

(報告期限) 統計月報関係 当該月の統計月報の報告期限まで

統計年表関係 当該年の統計年表の報告期限まで

(ファイル名) 「〇〇 [REDACTED] (府名　・　月分)」

(ファイルの内容) 別紙様式第1のとおり

(メールの件名) 「〇〇 [REDACTED] 報告 (府名)」

※ 〇〇には、報告する事件の種類に応じて、「民行」、「刑事」、「家事」又は「少年」のいずれかを入力する。

(2) 統計月報上の既済件数と裁判事件票のデータ数の不一致に関する報告

統計月報上の既済件数と次のアからウまでの裁判事件票のデータ数との間に不一致が生じた場合は、次のとおり報告する。

(報告期限) 当該月の裁判事件票の提出期限まで

(ファイル名) 「〇〇不一致 (府名　・　月分)」

(ファイルの内容) 別紙様式第2のとおり

(メールの件名) 「〇〇不一致報告 (府名)」

※ 〇〇については、1の(1)参照。

ア 民事・行政事件票

(ア) 民事第一審訴訟・少額訴訟事件票 (簡裁)

- (イ) 仮処分事件票
- (ウ) 配偶者暴力に関する保護命令事件票
- (エ) 民事執行事件票
- (オ) 破産事件票
- (カ) 再生事件票
- (キ) 会社更生事件票
- (ク) 民事調停事件票

イ 刑事事件票

- (ア) 刑事通常第一審事件票
- (イ) 刑事控訴事件票
- (ウ) 医療観察処遇事件票
- (エ) 刑事損害賠償命令事件票

ウ 家事事件票

- (ア) 民事第一審訴訟事件票（家裁）
- (イ) 仮処分事件票（家裁）

(3) 家庭裁判所における作成すべき裁判事件票がなかったことの報告

家庭裁判所において、当該月の裁判事件票の報告が次のア又はイに該当する場合は、その旨を次のとおり報告する。

- | | |
|----------|--|
| (報告期限) | 当該月の裁判事件票の提出期限まで |
| (メールの件名) | 「〇〇ゼロ件報告（府名）」 |
| (メール文例) | ・事件票の作成を要する対象家事事件はありません。
・事件票の作成を要する少年一般保護事件はありません。 |

※ 〇〇は、「家事」又は「少年」のいずれかを入力する。

ア 家事事件票

当該庁において次の事件票のいずれについても作成すべきものがなかつ

た場合

- (ア) 家事婚姻関係事件票
- (イ) 家事の子の監護事件票
- (ウ) 家事遺産分割事件票
- (エ) 家事履行勧告・履行命令事件票
- (オ) 保全異議、取消事件票

イ 少年事件票

当該庁において作成を要する少年一般保護事件票がなく、かつ、統計月報上、少年一般保護事件の既済が計上されている場合

(4) 国名等についての報告

当該月において、次のアからウまでに該当する裁判事件票を作成した場合は、次のとおり報告する。

(報告期限) 当該月の裁判事件票の提出期限まで

(ファイル名) 「〇〇国名等報告（庁名　　・　月分）」

(ファイルの内容) 別紙様式第3のとおり

(メールの件名) 「〇〇国名等報告（庁名　　）」

※ 〇〇については、「刑事」、「家事」又は「少年」のいずれかを入力する。

ア 刑事通常第一審事件票

「被告人の国籍及び通訳言語等」の項目において、国名等を「該当なし」(符号940) とし、又は通訳言語等を「その他」(符号99) とした場合

イ 家事婚姻関係事件票

「涉外事件」の項目において、国名等を「その他」(符号940) とした場合

ウ 少年一般保護事件票

「国籍等」の項目において、国名等を「その他」(符号940) とした場

合

(5) 統計月報及び統計年表の訂正報告

次のア又はイの場合には、次のとおり報告する。

ア 統計月報及び統計年表の提出後に、平成17年1月31日付け最高裁情政第000006号情報政策課長通達「裁判統計報告に関する事務の処理について」（以下「情政課長通達」という。）記第3の1の(1)から(3)までの定めに従って数値を訂正した場合

イ 情政課長通達記第3の1の(4)に定める統計表の数値の訂正を必要とする事由を発見した場合

（報告時期） 数値の訂正後又は数値の訂正を必要とする事由の発見後、速やかに

（ファイル名） 「〇〇月報訂正報告（序名・月分）」

（ファイルの内容） 別紙様式第4のとおり

（メールの件名） 「〇〇月報訂正報告（序名）」

※ 年表の報告の場合は、ファイル名及び件名の「月報」の表記を「年表」とする。

※ 〇〇については、1の(1)（3ページ）参照。

※ 情政課長通達記第3の1の(1)のイの定めにより訂正分の数値を加減調整した場合には、その旨を別紙様式第4に記載する（記載例参照）。

(6) 提出済み裁判事件票の訂正等報告

裁判事件票の提出後にその内容に誤りを発見した場合（提出すべきではない裁判事件票が提出されていることを発見した場合を含む。）は、情政課長通達記第3の2の(1)の定めに従い、次のとおり報告する。

（報告時期） 訂正等を必要とする事由を発見後、速やかに

（ファイル名） 「〇〇事件票訂正報告（序名・年・月分）」

（ファイルの内容） 別紙様式第5のとおり

(メールの件名) 「〇〇事件票訂正報告（序名）」

※ 裁判事件票の削除報告の場合は、ファイル名及び件名の「訂正」の表記を「削除」とする。

※ 〇〇については、1の(1)（3ページ）参照。

2 裁判事件票における不服申立て等の有無に関する項目の追加報告

(1) 民事調停事件票

「調停に代わる決定に対する異議申立て」欄を「無」として裁判事件票を提出した後、異議申立てがあった場合は、次のとおり報告する。

(報告期限) 当該事実が判明した月の翌月20日まで

(ファイル名) 「民事調停異議報告（序名・月分）」

(ファイルの内容) 別紙様式第6のとおり

(メールの件名) 「民事調停異議報告（序名）」

(2) 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票

「確定・未確定」欄を「確定」として裁判事件票を提出した後、上訴期間内に刑事施設に提出されていた上訴に関する書面が当該庁に到着した等の事情により、当該項目を「上訴（上告）」と修正すべきことが判明した場合は、次のとおり報告する。

(報告期限) 当該裁判事件票の提出月の25日まで

(ファイル名) 「刑事上訴追加報告（序名・月分）」

(ファイルの内容) 別紙様式第7のとおり

(メールの件名) 「刑事上訴追加報告（序名）」

第2 提出漏れ裁判事件票の発見報告

裁判事件票の提出後、その提出漏れを発見した場合は、メールにより、その旨を次のとおり報告する。

(報告期限) 提出漏れの事件票を発見後、速やかに

(メールの件名) 「提出漏れ事件票報告（序名・月分）」

(報告内容) 報告漏れのあった年月、裁判事件票の種類及び件数
なお、情政課長通達記第3の2の(2)のアの定めに従って提出漏れの裁判事件
票を事件票チェックシステムで作成する場合には、終局月と提出月が異なるた
め、[REDACTED]されるが、他に入力間違いがないことを確
認の上で、「[REDACTED]」を押して差し支えない。

※ 例えば、平成30年3月に終局した事件の事件票の提出漏れが、同年6
月の事件票の作成時期に判明した場合には、同年3月分の事件票としてで
はなく、同年6月分の事件票として作成することになる。

第3 高等裁判所及び地方裁判所において民事裁判事務支援システムを利用して事 務処理を行う事件の裁判統計報告

1 高等裁判所及び地方裁判所において民事裁判事務支援システムを利用する裁 判統計報告

平成17年1月31日付け最高裁情政第000005号事務総長通達「裁判統計報
告について」（以下「総長通達」という。）記第4の1及び2に定める民事裁
判事務支援システム（以下「民裁支援システム」という。）対象事件に係る統
計報告書は、次のとおりである。

なお、下線を付した表については、月報・年表入力システムを利用して報告
する部分が混在する。

(1) 民事・行政月報（地方）

ア 総括表【1040】

イ 通常・人事訴訟新受内訳表【1050】

(2) 民事・行政月報（高等）

総括表【1070】

(3) 民事・行政年表（地方）

ア 民事控訴新受内訳表【1180】

イ 訴訟・調停等新受の訴額等内訳表【1201】

ウ 未済の審理期間表（A表）【1210】

エ 未済の審理期間表（B表）【1220】

オ 未済の審理期間表（D表）【1240】

カ 調停の受理区分表【1250】

キ 雜新受内訳表（A表）行政雑【1280】

ク 雜新受内訳表（B表）民事雑【1290】

(4) 民事・行政年表（高等）

ア 民事控訴・上告新受内訳表【1310】

イ 訴訟新受の訴額内訳表【1331】

ウ 未済の審理期間表（A表）【1340】

エ 未済の審理期間表（B表）【1350】

オ 抗告表 新受・既済・未済表（A表）【1360】

カ 抗告表【1365】

キ 抗告表（B表）抗告及び抗告許可の申立ての要旨表【1370】

ク 抗告表（原裁判所が家庭裁判所の事件）（A表）抗告申立ての要旨表
【1385】

(5) ちょう用印紙額年表【1500】

(6) 民事・行政事件票

ア 民事第一審訴訟事件票（地裁）

イ 民事控訴事件票

ウ 民事上告事件票

エ 保全異議、取消事件票

オ 民事調停事件票

カ 労働審判事件票

キ 行政第一審訴訟事件票

ク 行政控訴事件票

2 民裁支援システムを利用しない事務処理方法による裁判統計報告

1にかかわらず、当該庁の民裁支援システム導入月の前月以前の統計報告書に関する情報を訂正等し又は追加する場合（例えば、民裁支援システム導入前に既済となっていた事件の計上漏れを発見したため、既済情報を訂正するような場合）は、民裁支援システムサーバーに情報を記録する方法に加えて、第1の1の(5)若しくは(6)又は第2の方法により報告する。

第4 刑事裁判事務支援システムを利用して事務処理を行う事件の裁判統計報告

総長通達記第5に定める刑事裁判事務支援システム対象事件に係る裁判事件票は、次のとおりである。

- (1) 刑事通常第一審事件票
- (2) 医療観察処遇事件票
- (3) 刑事損害賠償命令事件票

(参考) 個別報告及び追加報告一覧 (括弧内は報告期限又は報告時期)

別紙様式第 1	■が表示された統計月報・統計年表に関する報告 (統計月報：当該月の統計月報の報告期限まで) (統計年表：当該年の統計年表の報告期限まで)
別紙様式第 2	統計月報上の既済件数と裁判事件票のデータ数の不一致に関する報告 (当該月の裁判事件票の提出期限まで)
別紙様式第 3	国名等についての報告 (同上)
別紙様式第 4	統計月報・統計年表の訂正報告 (数値の訂正後又は数値の訂正を必要とする事由の発見後速やかに)
別紙様式第 5	提出済み裁判事件票の訂正（削除）報告 (訂正等を必要とする事由を発見後速やかに)
別紙様式第 6	調停に代わる決定に対する異議申立てに関する追加報告 (当該事実が判明した月の翌月 20 日まで)
別紙様式第 7	刑事上訴に関する追加報告 (当該裁判事件票の提出月の 25 日まで)

注) 家庭裁判所における作成すべき裁判事件票がなかったことの報告については、メール本文にその旨を記載して、当該月の裁判事件票の提出期限までに報告する。

注) 提出漏れ裁判事件票の発見報告については、メール本文にその旨を記載して、提出漏れの事件票を発見後速やかに報告する。

注) 別紙様式第 6 は、■

が表示された統計月報・統計年表に関する報告
(平成・令和 年 月分)

令和 年 月 日

(序名) 裁判所 支部

NO.	表番号	確認した具体的内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

が表示された統計月報・統計年表に関する報告
(平成・令和 年 月分)

記載例

令和 年 月 日

(庁名) ●●●● 裁判所 支部

NO.	表番号	確認した具体的な内容
1	1040	(39, い)欄の [] は、債権者申立てであることを確認済みである
2	4060	簡易送致事件は0件であることは確認済みである
3		
4		
5		
6		
7		
8		

統計月報上の既済件数と裁判事件票のデータ数の不一致に関する報告
(平成・令和 年 月分)

令和 年 月 日

(府名) 裁判所 支部

※ 対象となる事件票

○ 民事・行政

- ・民事第一審訴訟・少額訴訟事件票（簡裁）
【事件区分11】
- ・民事調停事件票【事件区分15】
- ・仮処分事件票【事件区分16】
- ・会社更生事件票【事件区分1G】
- ・民事執行事件票【事件区分1H】
- ・破産事件票【事件区分1E】
- ・再生事件票【事件区分1L】
- ・配偶者暴力に関する保護命令事件票
【事件区分1N】

○ 刑事

- ・刑事通常第一審事件票【事件区分21】
- ・刑事控訴事件票【事件区分24】
- ・医療観察処遇事件票【事件区分28】
- ・刑事損害賠償命令事件票【事件区分29】

○ 家事

- ・民事第一審訴訟事件票（家裁）
【事件区分35】
- ・仮処分事件票（家裁）【事件区分36】

NO.	事件区分	月報数	事件票数	不一致の理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

統計月報上の既済件数と裁判事件票のデータ数の不一致に関する報告
(平成・令和 年 月分)

記載例

令和 年 月 日

(庁名) ●●●● 裁判所 支部

※ 対象となる事件票

○ 民事・行政

- ・民事第一審訴訟・少額訴訟事件票（簡裁）
【事件区分11】
- ・民事調停事件票【事件区分15】
- ・仮処分事件票【事件区分16】
- ・会社更生事件票【事件区分1G】
- ・民事執行事件票【事件区分1H】
- ・破産事件票【事件区分1E】
- ・再生事件票【事件区分1L】
- ・配偶者暴力に関する保護命令事件票
【事件区分1N】

○ 刑事

- ・刑事通常第一審事件票【事件区分21】
- ・刑事控訴事件票【事件区分24】
- ・医療観察処遇事件票【事件区分28】
- ・刑事損害賠償命令事件票【事件区分29】

○ 家事

- ・民事第一審訴訟事件票（家裁）
【事件区分35】
- ・仮処分事件票（家裁）【事件区分36】

NO.	事件区分	月報数	事件票数	不一致の理由
1	11	25	26	重複事件票データ削除に伴い、月報の数値を調整したため
2	16	30	29	月報には、仮既済再開した旧法事件を計上しているため
3	28	35	34	法49条2項（入院継続）と法50条退院許可の2つの申立てをした対象者が1名いたため
4				
5				
6				
7				
8				
9				

国名等についての報告 (平成・令和 年 月分)

令和 年 月 日

(府名) 裁判所 支部

- 刑事通常第一審事件票【事件区分21】
「被告人の国籍及び通訳言語等」の項目において、国名を「該当なし」（符号940）とし、又は通訳言語等を「その他」（符号99）とした事件の国名及び通訳言語等
 - 家事婚姻関係事件票【事件区分31】
「涉外事件」の項目において、国名を「その他」（符号940）とした事件の国名及び夫・妻の別
 - 少年一般保護事件票【事件区分41】
「国籍等」の項目において、国名を「その他」（符号940）とした事件の国名

記

国名等についての報告 (平成・令和 年 月分)

記載例

令和 年 月 日

(府名) ● ● ● ● 裁判所 支部

- 刑事通常第一審事件票【事件区分21】
「被告人の国籍及び通訳言語等」の項目において、国名を「該当なし」（符号940）とし、又は通訳言語等を「その他」（符号99）とした事件の国名及び通訳言語等
 - 家事婚姻関係事件票【事件区分31】
「涉外事件」の項目において、国名を「その他」（符号940）とした事件の国名及び夫・妻の別
 - 少年一般保護事件票【事件区分41】
「国籍等」の項目において、国名を「その他」（符号940）とした事件の国名

記

統計月報・統計年表の訂正報告
(平成・令和 年 月分)

令和 年 月 日

(府名) _____ 裁判所 _____ 支部

NO.	表番号	訂正箇所	訂正の内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

※訂正分の数値を加減調整した場合には、その旨を「訂正の内容」欄に付記する。

記載例

統計月報・統計年表の訂正報告
(平成・令和 年 月分)

令和 年 月 日

(序名) ●●●● 裁判所 支部

NO.	表番号	訂正箇所	訂正の内容
1	1010	22, い	貸金業関係調停の新受が「30」とあるのは、「29」の誤りである。(〇月分月報にて調整済み)
2	1111	6, ろ	200万円まで、金銭の部分が「12」とあるのは「15」の誤りである。
3			
4			
5			
6			
7			
8			

※訂正分の数値を加減調整した場合には、その旨を「訂正の内容」欄に付記する。

提出済み裁判事件票の訂正（削除）報告 (平成・令和 年 月分)

令和 年 月 日

(序名) 裁判所 支部

- ※ 事件区分は別紙の「事件区分表」に基づく 2 衔の事件区分符号を入力する。
 - ※ 庁番号欄には、「裁判所名分類符号表」に基づき、6 衔の庁名符号を入力する。

提出済み裁判事件票の訂正（削除）報告 (平成・令和 年 月分)

記載例

令和 年 月 日

(府名) ●●●● 裁判所 支部

- ※ 事件区分は別紙の「事件区分表」に基づく2桁の事件区分符号を入力する。
 - ※ 庁番号欄には、「裁判所名分類符号表」に基づき、6桁の庁名符号を入力する。

(別紙)

事件区分表

事件区分	事件票名	事件種別
11	民事第一審訴訟・少額訴訟事件票（簡裁）	民事
12	民事第一審訴訟事件票（地裁）	民事
13	民事控訴事件票	民事
15	民事調停事件票	民事
16	仮処分事件票	民事
19	保全異議、取消事件票	民事
1A	民事上告事件票	民事
1B	行政第一審訴訟事件票	民事
1C	行政控訴事件票	民事
1E	破産事件票	民事
1G	会社更生事件票	民事
1H	民事執行事件票	民事
1L	再生事件票	民事
1M	労働審判事件票	民事
1N	配偶者暴力に関する保護命令事件票	民事
21	刑事通常第一審事件票	刑事
24	刑事控訴事件票	刑事
28	医療観察処遇事件票	刑事
29	刑事損害賠償命令事件票	刑事
31	家事婚姻関係事件票	家事
32	家事子の監護事件票	家事
33	家事遺産分割事件票	家事
34	家事履行勧告・履行命令事件票	家事
35	民事第一審訴訟事件票（家裁）	家事
36	仮処分事件票（家裁）	家事
37	保全異議、取消事件票（家裁）	家事
41	少年一般保護事件票	少年

調停に代わる決定に対する異議申立てに関する追加報告

令和 年 月 日

(序名) 裁判所 支部

※ 庁番号欄には、「裁判所名分類符号表」に基づき、6桁の庁名符号を入力する。
※ 前月末日までに異議の申立てがあった事件について、当月20日までに報告する。

刑事上訴に関する追加報告

令和 年 月 日

(序名) 裁判所 支部

○刑事通常第一審事件票【事件区分21】

○刑事控訴事件票【事件区分24】

※ 序番号欄には、「裁判所名分類符号表」に基づき、6桁の序名符号を入力する。

※ 当月に前月終局事件として報告した事件について、当月25日までに報告する。

No.	序番号	事件区分	事件番号等			
			年度 B:平成 C:令和	符号	番号	複数被告人を分離した 場合の特定事項 (生年月日等)
例	211111	21	B25	口	100	S〇〇〇
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						